

○地方整備局請負測量作業監督技術基準（案）について

建設省技調発第118号 昭和56年3月18日

改正 建設省技調発第133号 昭和61年3月18日

建設大臣官房技術調査室長から各地方建設局企画部長あて

標記について、別紙のとおり作成したので参考とされたい。

別紙

地方整備局請負測量作業監督技術基準（案）

（目 的）

第1 この基準は、地方整備局請負工事監督検査事務処理要領（昭和42年3月30日建設省厚第21号第11条）の規定に基づき、請負測量作業の監督業務に必要な技術的事項を定めることにより、適切な監督業務の実施を目的とする。

（適 用）

第2 この基準は、国土交通省公共測量作業規程に基づいて実施される請負測量作業に適用され、成果品の検定を含む技術管理（昭和51年2月25日建設省技調発第34号）を請負者に実施させる請負測量作業を標準とする。

ただし、監督体制、測量作業の内容等によりこの基準を適用することが不相当と判断される場合は、この基準によらないことができる。

（方 法）

第3 監督の方法は次による。

審査：請負者より提出された書類（計算書、報告書、資料、図面、写真等）について、監督職員が自ら検討することをいう。

観察：作業の進行過程において、監督職員が作業内容を把握することをいう。

立会：作業の進行過程において、書類的な方法では作業内容が十分把握できない場合、監督職員が臨場することをいう。

(重要度)

第4 重要度（A， B）は、監督事項における目安を示し、その範囲は次のとおりとする。

A：重要な監督事項で、特別の理由のない限り実施することを原則とする。

B：一般的な事項で、適宜実施する。

(監督区分及び監督範囲)

第5 監督区分は、主任監督員、監督員とし、その実施範囲は次のとおりとする。

監督区分		
主任	監督	
○		主任監督員が実施することを原則とする。ただし、監督員が代行する場合は、主任監督員に報告し、その判断のもとに処置する。
	○	監督員が実施する。

(監督後の処置)

第6 監督業務上特に必要と判断される場合は、適宜記録にとどめるものとする。

基準点測量作業

確認事項		重要度	監督区分		確認方法	技術基準	
工程	内容		主任	監督		作業規程、運用基準、記載要領との関係	着眼点
計画準備	作業計画書	A	○		審査	規:4,5,9,10,22,23 記:1-2	作業方法、編成及び期間は適正か。
選点	平面図	B		○	審査	規:24,25,28 記:2-1-(1), 2-3-(2)	後続作業に支障はないか。
埋標	地上写真	B		○	観察 (立会)	規:30,31 運:30,31 記:2-2-(11)	埋設は適正か。
観測	観測簿	B		○	観察	規:34,35,36,37, 38,39,40 運:36,38,40 記:2-2-(2), 2-3-(3)	作為はないか。
点検計算※	計算簿	B		○	観察	規:43 運:43 記:2-2-(4)	点検が実施されているか
点検測量	点検所簿	A		○	観察 (立会)	規:11 運:11 記:2-2-(10)	点検観測値と採用値の格差は適正か。
平均計算※	プログラム 検定証明書	B		○	審査	規:42,44 運:42,44 記:2-2-(4)	使用プログラムは検定済か。平均計算結果による誤差の数値は許容範囲内か。
成果等	検定証明書及び同記録	A	○		審査	規:13	制度及び品質は十分か。
	成果等	A		○	審査	規:45 運:45 記:2-2-(5), 2-3-(5)	仕様書通り納品されているか。
※印の工程	精度管理表	B		○	審査	規:11 記:2-2-(9), 2-3-(6)	技術管理が確実に 行われているか。

(備考) 水準測量は基準点測量に準じて監督を実施する。

空 中 写 真 測 量 作 業

確 認 事 項		重 要 度	監 督 区 分		確 認 方 法	技 術 基 準	
工 程	内 容		主 任	監 督		作 業 規 程、運 用 基 準、記 載 要 領 と の 関 係	着 眼 点
計 画 準 備	作 業 計 画 書	A	○		審 査	規:4,5,9,10,61, 97,110,111, 140,157 運:139 記:1-2	作 業 方 法、使 用 機 器、編 成 及 び 期 間 は 適 正 か。
標 定 点 測 量 (簡 易 水 準) ※	観 測 簿	B		○	観 察	規: 98,99,100,101 運:100 記:3-2-(4)	作 為 は な い か。
対 空 標 識 設 置 (刺 深)	明 細 簿	B		○	観 察	規:102~107, 127~130 運:103, 105~107, 127,128 記:3-2-(5)	後 続 作 業 に 支 障 の な い よ う 判 別 で き る か。
撮 影 ※	ネガフィルム	B		○	観 察	規:108~125 運:109~121 記:3-2-(6)	階 調 は 適 正 か。
	空 中 写 真 検 査 表	B		○	観 察	規:111~116 記:3-2-(6)	後 続 作 業 に 支 障 の あ る 作 業 は な い か。
現 地 調 査 ※	現 調 資 料	B		○	観 察	規:131~137 運:133~135 記:3-2-(7)	調 査 及 び 整 理 は 適 正 か。
空 中 三 角 測 量 ※	空 中 三 角 測 量 成 果 表	B		○	審 査	規:138~155 運:139~155 記:3-2-(8)	成 果 は 制 限 内 か。
図 化 ※	図 化 素 図	B		○	観 察	規:156~171 運:157, 160~170 記:3-2-(9)	地 形 及 び 地 物 の 図 化 は 適 正 か。
地 形 補 備 測 量	地 形 補 備 測 量 図	B		○	観 察	規:127~176 運:172,175 記:3-2-(10)	転 写 も れ は な い か、 及 び 整 理 は 適 正 か

確認事項		重要度	監督区分		確認方法	技術基準	
工程	内容		主任	監督		作業規程、運用基準、記載要領との関係	着眼点
編集※	編集素図	B		○	観察	規:177~185 運:179~181, 185 記:3-2-(11)	図化素図の原形をそこねてはいないか。
現地補測※	補測資料	B		○	観察	規:186~190 運:188~190 記:3-2-(12)	調査もれ、誤記及び図化不能箇所の補測は確実になされているか。
原図作成※	原 図	B		○	観察	規:191~196 運:192,194,196 記:3-2-(13)	記号及び線号は適正か。
点検測量	点検記録	B		○	観察	規:10,11 運:11	調査もれ及び表現不良等重大な誤りはないか。

平板測量作業

確認事項		重要度	監督区分		確認方法	技術基準	
工程	内容		主任	監督		作業規程、運用基準、記載要領との関係	着眼点
計画準備	作業計画書	A	○		審査	規:4,5,9,10,80,87 運:87 記:1-2	作業方法、編成及び期間は適正か。
基準点の設置※	観測手簿	B		○	観察	規:81~84 運:81 記:3-1-(2),(3),(4),(5)	基準点の密度、観測及び計算は適正か。
細部測量※	素図	B		○	観察	規:85~89 運:87~89 記:3-1-(6),(7)	地形及び地物が正確に測図されているか。
正描及び編集※	編集素図	B		○	観察	規:90 運:90	素図より正確に図式どおり編集されているか。
製図※	清絵原図	B		○	観察	規:91,92,93 運:92 記:3-1-(8),(9)	誤記及び脱落の有無、画線の着墨の良否
点検測量	点検記録	B		○	観察	規:10,11 運:11 記:3-1-(13)	調査もれ及び表現不良等重大な誤りはないか。
成果等	成果等	A		○	審査	規:94	仕様書どおり納品されているか。
※印の工程	精度管理表	A	○		審査	記:3-1-(10),(11),(12)	精度、品質の確保及び技術管理が確実にこなわれているか。
成果等	検定証明書及び同記録	A	○		審査		品質及び精度は十分か。
	成果等	A		○	審査	規:101,107,125,130,137,155,171,176,184,190,196	仕様書どおり納品されているか。
※印の工程	精度管理表	B		○	審査	記:3-1-(4)~(13)	技術管理が確実にこなわれているか。

写真図作成作業

確認事項		重要度	監督区分		確認方法	技術基準	
工程	内容		主任	監督		作業規程、運用基準、記載要領との関係	着眼点
計画準備	作業計画書	A	○		審査	規:4,5,9,10,200,230 運:203 記:1-2	作業方法、編成及び期間は適正か。
正射投影	正射投影写真	B		○	観察	規:202~208 運:203,205,206,208	焼付の状態は適正か。
モザイク	モザイク用写真	B		○	観察	規:209,210,211 運:210	モザイク間の色調及び地物の接合は適正か。
編集	注記、整備	B		○	観察	規:212,213 運:213	誤字及び脱落はないか。
原図作成及び複製	複写ネガフィルム等	B		○	観察	規:214~218,220 運:215,217,218	濃度及び鮮明度は適正か。
点検測量	点検記録	B		○	観察	規:10,11 運:11 記:3-(11)	調査もれ及び表現不良等重大な誤りはないか。
成果等	検定証明書及び同記録	A	○		審査		精度及び品質は十分か。
	成果等	A	○		審査	規:219,221 運:219	仕様書どおり納品されているか。
※印の工程	精度管理表	B		○	審査	記:3-(11)	技術管理が確実にこなわれているか。

(備考) 評点の設置、対空標識の設置、撮影、刺針、現地調査、空中三角測量、図化を実施する場合は、空中写真測量に準じて監督を行う。

修正測量作業 (空中写真測量法による場合)

確認事項		重要度	監督区分		確認方法	技術基準	
工程	内容		主任	監督		作業規程、運用基準、記載要領との関係	着眼点
計画準備	作業計画書	A	○		審査	規:4,5,9,10,242,244 記:1-2	作業方法、編成及び期間は適正か。
予察	予察資料	B		○	観察	規:246 運:246	変化部の把握は十分か。
図化又は正射投影	図化素図	B		○	観察	規:247 運:247	変化部と未変化部の合は適正か。
現地調査 ※	現調資料	B		○	観察	規:251,252 運:251	調査及び整理は適正か。
編集 ※	編集素図	B		○	観察	規:253,254 運:253,254	等高線の間断及び行方不明はないか。
点検測量	点検記録	B		○	観察	規:10,11 記:3-5-(7)	調査もれ及び表現不良等重大な誤りはないか。
成果等	検定証明書及び同記録	A	○		審査		精度及び品質は十分か。
	成果等	A		○	審査	規:256 運:256	仕様書どおり納品されているか。
※印の工程	精度管理表	B		○	審査	記:3-5-(6)	技術管理が確実にこなわれているか。

(備考) 修正測量の作業が平板測量法による場合は、平板測量委準じて監督を実施する。

地図編集作業

確認事項		重要度	監督区分		確認方法	技術基準	
工程	内容		主任	監督		作業規程、運用基準、記載要領との関係	着眼点
地図編集	作業計画書	A	○		審査	規:4,5,9,10,255 記:1-2	作業方法、編成及び期間は適正か。
	原稿図	B		○	観察	規:226~237 運:228,230,232,234,237 記:3-4-(2),(3)	原稿図の編集は適正か。
	精度管理表	B		○	観察	記:3-4-(4)	技術管理が確実にこなわれているか。
	成果等	A		○	審査	規:238 運:238	仕様書どおり納品されているか。

路線測量作業

確認事項		重要度	監督区分		確認方法	技術基準	
工程	内容		主任	監督		作業規程、運用基準、記載要領との関係	着眼点
計画準備	作業計画書	A	○		審査	規:4~6,8,10, 12,15,260 運:12,260	作業方法、編成及び期間は適正か。
線形決定	地形図	A	○			規:265 運:265	設計条件及び現地の条件と整合がとれているか。
I.P設置測量	観測簿	B		○	観察	規:267	作為はないか。
中心線測量 ※	観測簿	B		○	観察	規:270	作為はないか。
仮B.M設置 測量	観測簿	B		○	観察	規:273 運:273	使用した既知点及び設置間隔は適正か。
縦断測量 ※	縦断面図	B		○	観察	規:276 運:276	測定結果が正確に図示されているか。
横断測量 ※	横断面図	B		○	観察	規:278 記:278	測定結果が正確に図示されているか。
詳細測量 ※	平面図 縦横断面図	B		○	観察	規:280	「平板測量に準じる。」 「縦断測量に準じる。」 「横断測量に準じる。」
用地幅杭 設置測量	観測簿	B		○	観察 立会	規:282 運:282	作為はないか。
点検測量	点検記録	B		○	観察 立会	規:11	規程の制限内か。
成果等	成果等	A		○		規:283 運:283	仕様書どおり納品されているか。
※印の工程	精度管理表	B		○	審査	記:第2章 1節~8節	技術管理が確実におこなわれているか。

河川測量作業

確認事項		重要度	監督区分		確認方法	技術基準	
工程	内容		主任	監督		作業規程、運用基準、記載要領との関係	着眼点
計画準備	作業計画書	A	○		審査	規:4~6,8,10,12,15,260 運:260	作業方法、編成及び期間は適正か。
距離標測量 ※	観測簿	B		○	観察	規:287 運:287	作為はないか。
定期縦断測量 ※	縦断面図	B		○	観察	規:291 運:291	「路線測量に準じる。」
定期横断測量 ※	横断面図	B		○	観察	規:293 運:293	「路線測量に準じる。」
水準基標測量 ※	観測簿	B		○	観察	規:289 運:289	使用した既知点は適正か。
法線測量 ※	観測簿	B		○	観察	規:297	「路線測量(中心測量)に準じる。」
深浅測量 ※	深浅図	B		○	観察	規:295 記:295	測定結果が正確に図示されているか。
海浜測量及び汀線測量 ※	汀線図	B		○	観察	規:299	測定結果が正確に図示されているか。
点検測量	点検記録	B		○	観察 立会	規:11	規程の制限内か。
成果等	成果等	A		○	審査	規:300 運:300	仕様書どおり納品されているか。
※印の工程	精度管理表	B		○	審査	記:第3章 1節~7節	技術管理が確実にこなわれているか。